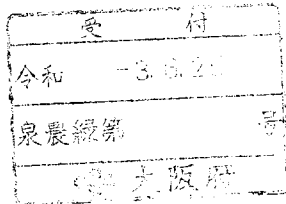


特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年6月18日

大阪府知事 様
（大阪府泉州農と緑の総合事務所長 様）



提出者
住 所 大阪府泉南郡熊取町大久保東1丁目1-1
氏 名 (医)三和会 永山病院 理事長 永山



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-453-1122

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	永山病院
事業場の所在地	大阪府泉南郡熊取町大久保東1丁目1-10
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：病院
②事業の規模	230床
③従業員数	435人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(感染性廃棄物) 病院排出→回収業者→焼却→焼却灰回収→埋立

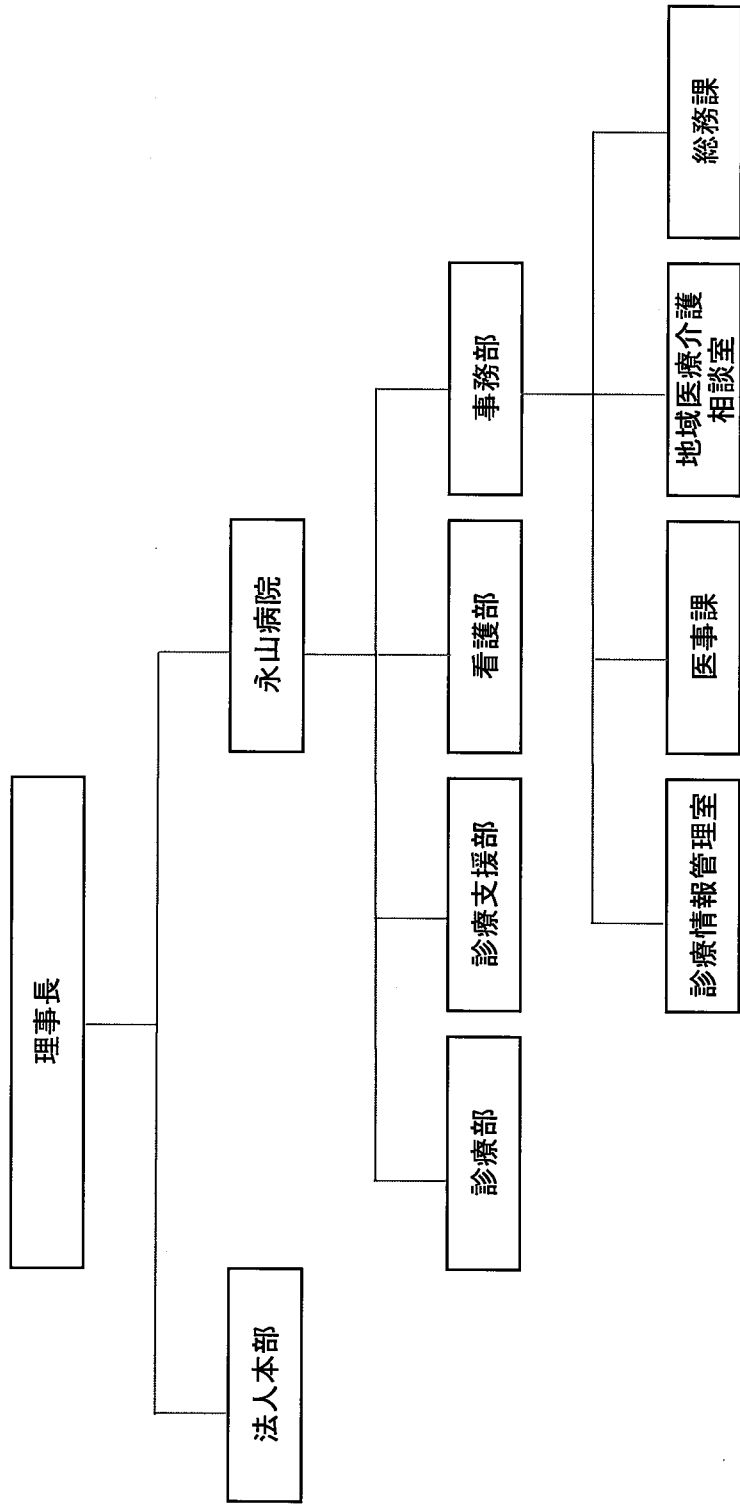
特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙のとおり		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排出量	96.044 t
	(これまでに実施した取組) ・滅菌処理を実施し、排出抑制に努めている。(感染性廃棄物)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排出量	90 t
	(今後実施する予定の取組) ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染対策のため、感染性廃棄物の量が増加したが、3年前から減少傾向にあるのでこのまま続けたい。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度(令和2年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和2年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	96.044 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	90 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>処理業者に対して、引続き定期的に処理状況の現地確認を行う。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和2年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	96.044 t	
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>・電子マニフェストは令和2年2月から実施しています。令和3年度も特別管理産業廃棄物の排出については、全量電子マニフェストで対応することとして運用していく。</p>			
※事務処理欄			

【管理体制図】



マニフェスト発行処理